

審査結果概要書

平成 24 年 7 月 6 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	洞爺湖低炭素推進事業
排出削減事業者名	洞爺湖低炭素推進協議会
排出削減共同実施事業者名	公益財団法人北海道環境財団
その他関連事業者名	
事業実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ (株) 洞爺山水ホテル (洞爺山水ホテル和風) (北海道虻田郡虻田町洞爺湖温泉 78 番地) ○ (株) 洞爺観光ホテル (洞爺観光ホテル) (北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 33 番地) ○ (株) 大西産業観光 (ホテルグランドトーヤ) (北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 144 番地) ○ (株) 北海ホテル (北海ホテル) (北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 147 番地)
事業の概要	本事業は、洞爺湖温泉街の旅館・ホテル等において、暖房・給湯に利用していた油焚ボイラーから空気熱源ヒートポンプに更新することで、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2011 年度： 51 tCO ₂ /年 2012 年度： 208 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 259 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 12 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年6月21日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：(株)洞爺山水ホテル(洞爺山水ホテル和風)、他3箇所 (北海道虻田郡虻田町洞爺湖温泉78番地、他3箇所)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(A重油焚ボイラー)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により(株)洞爺湖山水ホテル(洞爺山水ホテル和風)3.2年、(株)洞爺観光ホテル(洞爺観光ホテル)5.4年、(株)大西産業観光(ホテルグランドトーヤ)5.9年、(株)北海ホテル(北海ホテル)6.1年と、いずれも3年を上回っていることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>洞爺湖低炭素推進協議会は洞爺湖周辺の観光ホテルで構成されており、洞爺湖温泉利用協同組合の従来からの、温泉資源の保全や省エネ技術の導入を通じて社会貢献するという理念をもとに、洞爺湖温泉の発展を願い低炭素投資が検討されていた。そのような中で、国内クレジット制度を活用し、具体的にCO2削減に取り組もうとする意思で事業が実施されたことを確認している。</p> <p>以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率の空冷式ヒートポンプ給湯機に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業で導入したヒートポンプは、温水製造のために使用していることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、ヒートポンプへの更新がなかった場合、既存の A 重油焚ボイラーを継続して利用することが可能であったことを関係資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 4 については、ヒートポンプにより生産した温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし